

（電気装置）

第253条の3 保安基準第65条の4第1項の告示で定める基準は、協定規則第155号の規則

7.3.（7.3.1.を除く。）に定める基準とする。

2 保安基準第65条の4第2項の告示で定める基準は、協定規則第136号の規則5.及び6.に定める基準とする。

3 前項の規定（協定規則第136号の規則6.に限る。）にかかわらず、一般小型原動機付自転車に備える電気装置にあつては、次に掲げるいずれかの基準に適合すればよい。

一 国際連合危険物輸送勧告（UN38.3）

二 ヨーロッパ連合における統一規格（EN15194）

三 電気用品の技術上の基準を定める省令（平成25年経済産業省令第34号）（PSEマークが表示されているもの）